

平成26年2月27日  
総務省鳥取行政評価事務所

## 「特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視」 調査結果の公表

鳥取行政評価事務所は、生態系、人の生命・身体又は農林水産業へ被害を及ぼしている特定外来生物(ヌートリア、アライグマ、オオキンケイギク等)の防除等の実施状況について、中国四国管区行政評価局及び山口行政評価事務所と合同で調査を実施しました。

本調査結果に基づき、平成26年2月27日、中国四国管区行政評価局から中国四国地方環境事務所、中国四国農政局及び中国地方整備局に対して、①生息(生育)に係る情報の的確な把握・整理及び情報共有の推進、②地方公共団体及び民間団体に対する効果的な防除に必要な助言(情報提供)等の実施、③飼養等の許可の適正化など、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

(注)「行政評価・監視」には、総務省行政評価局が企画する「全国計画調査」と、出先機関が地域の行政上の問題点を取り上げ、その改善を図るため、独自に企画する「地域計画調査」があり、**本行政評価・監視は地域計画調査**です。



アライグマ(環境省HPより)

### <本件照会先>

総務省 鳥取行政評価事務所 評価監視官室

(担当) 恵良 和宏 (えら かずひろ)

(電話) 0857-24-5546 (FAX) 0857-24-5942

## 行政評価・監視結果のポイント

### 背景

- 近年、人間の活動を通じて海外から持ち込まれた外来生物によって、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす事例が多数発生
- 国は、「**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**」(平成16年法律第78号。以下「**外来生物法**」という。)に基づき、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある**外来生物を特定外来生物として指定(107種類(平成25年10月末現在)**【資料1及び2参照】
  - ⇒ 特定外来生物の防除については、国が実施するほか、地方公共団体等の取組を促進
  - ⇒ 特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入等については、飼養等の許可を受けた場合等を除いて原則禁止
- しかし、中国地方においては、**ヌートリア、アライグマ、オオキンケイギク**等の特定外来生物の生息(生育)区域が拡大しており、農作物への被害を生じさせているもの(例:ヌートリア、アライグマ)、生態系に被害を及ぼしているもの(例:オオキンケイギク)などの例あり。

### 調査の概要

#### 【主な調査事項】

- 1 特定外来生物の生息(生育)及び生態系等に係る被害の把握状況
- 2 特定外来生物の防除等の実施状況
- 3 特定外来生物の飼養等の許可等の実施状況

#### 【調査対象機関】

- 1 調査対象機関  
中国四国地方環境事務所、中国四国農政局、中国地方整備局
- 2 関連調査等対象機関  
広島県、鳥取県、山口県、市町村、NPO等

【調査実施期間】 平成25年7月～26年2月

### 主な通知事項

- 1 特定外来生物の防除の推進(調査事項1及び2関係)
  - (1) **ヌートリア・アライグマ**
  - (2) **セアカゴケグモ**
  - (3) **アルゼンチンアリ**
  - (4) **オオキンケイギク**(注)鳥取県においては、上記(1)、(4)に関して改善を要する事項あり
- 2 飼養等の許可の適正化(調査事項3関係)

【通知日】 平成26年2月27日

【通知先】 中国四国地方環境事務所  
中国四国農政局  
中国地方整備局

(注)本評価・監視は、四国行政評価支局においても実施したことから、中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局に対しては、中国四国管区行政評価局長と四国行政評価支局長の連名で、通知を行った。

# 1 特定外来生物の防除の推進

## 制度の概要等

○ 鳥取県において生息(生育)が確認されている特定外来生物は次の**14種類**、広島県及び山口県を含めると次の**20種類**【資料3参照】

区分	哺乳類		鳥類	両生類	魚類				昆虫類	クモ類			植物						計 20		
	ヌートリア	アライグマ	ソウシチョウ	ウシガエル	カダヤシ	ブルギル	コクチバス	オオクチバス	アルゼンチンアリ	ハイロゴケモ	セアカゴケモ	クロゴケモ	オオキンケイギク	オオハングソウ	アレチウリ	オオカヂヤ	ブラジルドメグサ	ボタウキクサ		アゾラ・クリスタータ	オオフサモ
鳥取県	○	○	○	○	○	○		○			○		○	○	○	○		○		○	14
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	17
山口県	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19

○ 外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集のための監視体制を、地域の協力を得て構築していくことが重要（**特定外来生物被害防止基本方針**(平成16年10月15日閣議決定)）

### ア 国による防除

主務大臣（**環境大臣及び農林水産大臣**）並びに国の関係行政機関の長である**国土交通大臣**は、都道府県の意見を聴いて、防除に際し必要な事項を公示（以下「**防除の公示**」という。）（外来生物法第11条）。

⇒ 国は、国立公園等、全国的な観点から優先度の高い地域から防除を実施（**特定外来生物被害防止基本方針**）。

### イ 地方公共団体や民間団体等による防除

区分	防除の制度
防除の確認	地方公共団体が行う特定外来生物の防除であって、防除の内容等が防除の公示に適合するものについては、環境大臣及び農林水産大臣の確認を受けることができる(外来生物法18条1項)。
防除の認定	民間団体等が行う特定外来生物の防除については、その者が防除を適正かつ確実に実施することができ、及びその防除の内容等が防除の公示に適合している旨の環境大臣及び農林水産大臣の認定を受けることができる(外来生物法18条2項)。

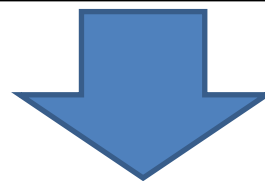
# (1) ノートリア・アライグマの防除 (中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局)



## 調査結果の概要

- 鳥取、広島及び山口の3県の捕獲実績をみると、**ノートリア**については**鳥取県の捕獲実績が突出**。(H22:捕獲頭数 2,422頭、H23:同1,877頭)アライグマについては、3県とも捕獲実績があるが、ノートリアよりも少ない(H23:鳥取17頭、広島11頭、山口7頭)。**【資料4参照】**
- ノートリア・アライグマの捕獲制度には、**①外来生物法に基づく防除の確認**と、**②鳥獣保護法に基づく有害捕獲**の2つの捕獲制度あり。
- **外来生物法に基づく防除の確認**については、**捕獲の際、生きたままの運搬等を伴う防除が可能となるメリットがあり、計画的かつ柔軟な捕獲が可能** **【資料5参照】**
- **防除の確認制度の活用状況**
  - ① **鳥取県**では、防除指針を策定し、市町村に対して**防除の確認を受けよう促す**とともに、**技術的な支援を実施**。**【資料6参照】**  
この結果、12市町(全市町村の63.2%)が防除の確認を受け**積極的に防除を推進**。特に**ノートリア**については、一定期間捕獲数が増加した後に減少傾向を示しており、**成果を挙げている**。  
(H22:捕獲頭数 1,668頭 → H24:同750頭)  
一方で、防除の確認を受けず、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲を行っている1市においては、**捕獲体制を更に充実させなければ十分な成果が得難い**。  
(H22:捕獲頭数 354頭 → H24:同683頭)
  - ② **広島県**では、5市町(全市町の21.7%)のみが防除の確認を受けている状況。  
防除の確認を受けないで、従来の鳥獣保護法に基づく有害捕獲を行っている1市においては、鳥獣被害の大半を占めているニホンジカ(在来種)等の捕獲に重点が置かれ、ノートリア・アライグマまで手が回らず、平成22年度以降の捕獲頭数が**ノートリア1頭のみ**。
- **防除の実施状況**  
中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局における、外来生物法の趣旨が周知徹底されていないことなどにより、次のような例あり。  
防除の確認を受けていない3県15市町において、**ノートリア**を箱わなで捕獲した際に、**殺処分を行う場所までの間を、外来生物法で禁止されているにもかかわらず、箱わなごと生きたまま運搬しているものあり**。

(2県5市町、鳥取県関係1市)



## 通知事項

- ① **外来生物法に基づく防除の確認制度を活用して防除の成果を上げている地方公共団体の取組を情報提供するなどにより、防除の確認制度の普及を一層促すこと。**
- ② **ノートリア・アライグマの防除等の取組を行っている地方公共団体に対し、外来生物法の内容に沿った適正な防除を行うよう指導すること。**

# (2) オオキンケイギク等の防除

## 調査結果の概要



### ア 中国四国地方環境事務所

- 鳥取、広島及び山口の3県で、国が管理する河川及び国道や、県が管理する河川及び道路を中心に、オオキンケイギクが河川敷や路傍に繁茂している箇所が多数あり。
- 中国四国地方環境事務所は、監視体制が脆弱であること等を理由に、オオキンケイギク等の生育に係る情報収集を行っていない上、地方整備局等が把握している生育に係る情報を共有する取組も行っていない。
- 今回調査したオオキンケイギクの生育が確認されている3県・14市町の中には、外来生物法の制度の認識不足等のため、次のとおり、適正な防除等が行われていない例あり。(鳥取県該当なし)
  - ① 防除の確認を受けずに、抜き取ったオオキンケイギクを枯死させないまま焼却処分場まで運搬しているもの(2市)
  - ② 種子が結実するとされている時期にオオキンケイギクを含む草を刈り取り、防除の確認を受けずに、種子が付着している可能性がある状態で焼却処分場まで運搬しているもの(広島県)
- オオハンゴンソウの防除に取り組んでいる民間団体では、防除体制が脆弱なため、より防除効果が高いとされている根から抜き取る方法でなく、比較的安価な刈り取りによる方法で実施(鳥取県該当なし)等



## 通知事項

- ① 地方整備局、地方公共団体等の協力を得て、オオキンケイギクの生育に係る情報を収集するとともに、継続的に共有する仕組みを構築すること。
- ② 地方公共団体に対し、防除の確認の導入を促すとともに、効果的な防除が行われるよう働きかけること。
- ③ 地方公共団体等の協力を得て、防除活動を行っている民間団体等の取組を把握し、効果的な防除が実施されるよう、必要な技術的助言を行うこと。

### イ 中国地方整備局

- 国土交通省は、各地方整備局等に対し、防除の公示に基づきオオキンケイギク等の分布確認や防除を適切に実施するよう通知(H18.1.31付け河川局事務連絡、H20.3.14付け道路局事務連絡)  
この通知を受けて、中国地方整備局は、管内の河川国道事務所等に対し、通常の管理行為の範囲内において、適切に対応するよう通知(H18.3.14付け河川部事務連絡、H20.4.17付け道路部事務連絡)
- 今回調査した7河川事務所・6国道事務所において、オオキンケイギク等の生育状況の把握・整理が不十分な例あり。
  - ① オオキンケイギクが繁茂しているにもかかわらず、河川又は道路巡視業務の委託業者から生育状況の報告が全くない又は報告漏れがあるもの(3河川事務所・4国道事務所、鳥取県該当なし)
  - ② 委託業者からの報告結果を、地域的分布や繁茂の規模等の状況が分かるように整理していないもの(1河川事務所・1国道事務所、鳥取県該当なし)
- また、次のとおり、防除の実施が望ましいにもかかわらず、防除が実施されていない箇所あり。  
オオキンケイギクが河川又は道路の管理区域のみならず、周辺の土地と一体となって繁茂している箇所(1河川事務所・4国道事務所、鳥取県関係1国道事務所)【資料7参照】
- オオキンケイギクの抜取りによる防除の取組をみると、一般的な除草作業である刈り取りによる防除を実施しているもの(1河川事務所・3国道事務所)がみられる一方、防除効果を考慮し、抜取りによる防除に取り組んでいるもの(6河川事務所・3国道事務所)がみられる。【資料8参照】



- ① 河川又は道路の巡視業務の委託業者に対し、オオキンケイギク等の生育状況を的確に把握し、報告させること。また、把握した結果については、全体的な分布や規模の状況が分かるように整理し、次年度以降の巡視及び防除に活用すること。
- ② オオキンケイギク等が管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所については、必要に応じて中国四国地方環境事務所と連携を図るなどにより、隣接地の管理者に対し、防除の取組を促進すること。
- ③ 防除の方法については、地域の状況に応じ、防除効果が高いとされている抜取りによる方法を積極的に採り入れること。

## 2 飼養等の許可の適正化（中国四国地方環境事務所）

### 制度の概要等

- 特定外来生物の飼養等は、主務大臣の許可を受けた場合等を除き、原則禁止
  - ①学術研究、②動物園等における展示、③教育、④生業の維持、⑤愛がん又は観賞等、省令で定める目的に適合して飼養等をするもので、「特定飼養等施設」で飼養等する場合等に限り許可（外来生物法第5条）
    - ・許可条件 ⇒ 特定外来生物の数量に変更があった場合は、数量変更の事由等を届出
    - ・特定飼養等施設の基準 ⇒ 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること



### 調査結果の概要


- 中国地方5県における飼養等の許可件数は496件（H25.7末現在）
  - ・目的別では、405件（全体の82%）が「生業の維持」を目的としたもの。
  - ・種類別では、403件（全体の81%）が「セイヨウオオマルハナバチ」を飼養するもの。
- 飼養等の許可を受けた特定外来生物の中には、次のとおり、管理上の不備の例あり。
  - ア セイヨウオオマルハナバチ
    - 中国地方における飼養等の許可403件のうち、鳥取・広島・山口の3県の152件の中から、飼養中のもの又は25年度中に飼養予定のもの15件（25施設）を抽出調査したところ、飼養中の5件（11施設）の中には、次のとおり、ハチが逸出するおそれがあるものあり。【資料9参照】
      - ① ハウスの天窓、側窓等の開口部に、ネットが完全に展張されていないものや、ネットやハウスの一部に破損箇所があるもの（鳥取県内1件（1施設）、広島県内3件（3施設））
      - ② ハウスの出入口の戸が二重以上になっていないもの（広島県内1件（1施設））
      - ③ 逸出可能な構造の給排水施設に、ネットの展張等の措置が講じられていないもの（広島県内1件（1施設））等
  - イ その他の特定外来生物
    - 飼養等の許可93件の中から、広島県内で6件（5施設）を抽出調査したところ、飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があったにもかかわらず、数量変更の事由等を中国四国地方環境事務所に届け出していないものあり。（1件（1施設））
- 許可申請を行わず、特定外来生物であるカダヤシを飼養している例あり。（1施設、鳥取県該当なし）
- 新規の飼養等の許可を行った20件の中には、標準処理期間の1か月を超過しているものあり。（4件、鳥取県関係3件）

### 通知事項

- ① セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可を受けた者及びこれらの更新許可申請のとりまとめを行っている農業協同組合に対し、許可の更新時期を捉えて、その取扱いに関する規制の周知啓発を強化すること。また、飼養等の許可を受けた者に対して計画的な現地調査を実施すること。
- ② セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可を受けた者に対しても、その適正な飼養の管理を推進するため、計画的な現地調査を実施すること。
- ③ 特定外来生物の飼養等には許可が必要であること、及び無許可での飼養等には罰則が伴うことを、より一層普及・啓発すること。
- ④ 飼養等の許可申請書の提出がなされてからの事務処理が遅延することのないよう、必要な対応措置を講ずること。

〔参考〕本資料に出てくる特定外来生物の解説（主なもの）

種 類	説 明
<p>ヌートリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヌートリアは、南アメリカ大陸原産の中型（<u>頭胴長 50～70 c m、尾長 35～50 c m、体重 6～9 k g 程度</u>）の哺乳類です。かつて毛皮養殖用に各地で盛んに輸入され、後にまとまって遺棄されたと言われています。</li> <li>○ 日本では本種と同じ生態的地位を占める哺乳類は生息しないために、食草である水生植物を大量に捕食し、水鳥などと餌資源をめぐる競合関係が生じる可能性があると考えられています。</li> <li>○ 西日本地域で農作物に対する被害が報告されており、食害や岸辺への営巣（巣穴）により、水田のイネや畑の根菜類に大きな被害を及ぼしています。</li> <li>○ 被害の根本的な解決を図るには、<u>捕獲を進めることが最も効果的</u>です。捕獲には、一般的な金属製の箱わながよく用いられます。</li> </ul>
<p>アライグマ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アライグマは、北アメリカ大陸原産の中型（<u>頭胴長 41～60 c m、尾長 20～41 c m、体重 4～10 数 k g</u>）の哺乳類です。ペットや動物園での展示のために日本に持ち込まれました。しかし力の強さや気性の荒さから、ペットとして飼われたものが捨てられたり、逃げ出したりすることも多く、それが野生化し、日本各地で繁殖しています。</li> <li>○ 雑食性で、農作物を加害するほか、狂犬病などの <u>感染症をまん延させる恐れ</u> や、希少な在来生物を捕食する等、生態系への被害も懸念されています。</li> <li>○ 被害の根本的な解決を図るには、捕獲を進めることが最も効果的です。捕獲には、一般的な金属製の箱わながよく用いられます。農作物を守るには、電気柵で農地を囲むのが効果的です。</li> <li>○ 万が一咬まれてしまった場合には、病院に相談、受診するようにしましょう。</li> </ul>

種 類	説 明
<p data-bbox="163 212 416 244">オオキンケイギク</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="712 212 2078 276">○ オオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年草で、<u>高さは 0.3～0.7m程度</u>です。緑化や園芸などでよく利用され、日本各地に分布を拡大してきました。</li> <li data-bbox="712 300 1805 331">○ 土手や川原などでよく見られますが、旺盛に繁殖し、在来種を駆逐しています。</li> <li data-bbox="712 355 2078 419">○ 防除に当たっては丁寧に抜き取りを行い、翌年種子の発芽や根茎から再生がみられないかを確認し、確認されたときには、それが見られなくなるまで続ける必要があります。  一方、刈取りを行う場合には、<u>残された根茎等から容易に再生</u>してきますので、完全に駆除するためには抜き取りと組み合わせる必要があります。</li> <li data-bbox="712 547 2078 611">○ 抜き取ってすぐの根には再生能力があるので、そのまま移動させてはいけません。抜き取ったその場で <u>数日間天日にさらして乾燥させる</u> など、慎重に行う必要があります。</li> <li data-bbox="712 643 2078 770">○ 外来生物法により、栽培したり、生きたまま運んだり、野外に撒く・植えるなどが禁止されています。刈り取った茎や花は運んだりしても大丈夫ですが、<u>種子や根は再生・繁殖能力を持っているため、規制の対象</u>になります。また花は、花瓶に生けておくだけでも種子が実ることがありますので、注意が必要です。</li> <li data-bbox="712 802 2078 866">○ 駆除したオオキンケイギクを移動させるときは、飛散防止のため、<u>ビニール袋などで二重に梱包して運ぶ必要</u>があります。</li> <li data-bbox="712 898 2078 962">○ 刈取り・抜き取りなどの駆除作業は、種子の実っている時期に行うと、逆に種子を飛散させてしまう可能性があります。駆除するなら、<u>花の咲く前</u>にしましょう。</li> </ul>

(注) 1 本資料は、中国四国地方環境事務所が作成した特定外来生物のリーフレットから、中国四国管区行政評価局が作成した。  
2 特定外来生物の画像は環境省のHP等による。